

配分委員会委員への協議  
**【協 議】**  
 平成 23 年 6 月 23 日  
 復興局生活再建課

義援金の第 2 次配分の実施について（案）

6 月 16 日に日本赤十字社から、国レベルの義援金第 2 次配分 166 億 9,500 万円を 6 月 17 日に送金する旨電話連絡がありました。下記事項のとおり対応することについて協議します。

記

- 1 第 2 次配分の交付対象を第 1 次配分と同様（死者行方不明者、住家被害（全壊半壊））とし、国の配分委員会の示した死者行方不明者及び全壊等 1：半壊等 0.5 の日率により配分すること。
- 2 1 と同時に県の集約した義援金残金を配分するものとし、その方式を一律配分（B 方式）とすること。
- 3 県の集約した義援金残金のうち一部を、長期的な視座から県が震災孤児のために創設する育英基金造成に一部を充当すること。

1 国レベルの義援金の配分方針及び配分額等

(1) 配分方針

6 月 6 日に開催された国の配分委員会において、死者行方不明者及び全壊等の戸数を示す指数 1 に対し、半壊等の戸数を示す指数を 0.5 とし、これを基礎として各都道県に配分する旨の説明があったこと。（死者行方不明者及び全壊等 1：半壊等 0.5 の比率で交付）

(2) 配分額等

前項の指数をもとに計算のうえ、国レベルの義援金第 2 次配分 166 億 9,500 万円を 6 月 17 日に送金するとのこと。

2 県が集約した義援金の状況

6 月 10 日現在、集約額約 133 億 6,505 万円であり、第一次配分金を差し引き 89 億 4,218 万円が残金であること。

3 配分方針案

（1）（2）を組み合わせる配分すること。

(1) 被災者個人へすぐ配分するもの

国レベルの義援金については国の配分委員会での方針に沿いつつ、原則として被災者生活再建支援法の給付対象外である「半壊世帯」に対する配慮の観点を加えて、県分義援金を一律交付する B 方式案が他案と比較し有利であると判断したこと。

	概要	メリット	デメリット
A 方式	国の配分委員会が示した、死亡行方不明及び全壊等を 1、半壊を 0.5 の比率で県分義援金を含め交付するもの ◆死亡行方不明 84.2 万円＜国 56.2 万円、県 28 万円＞ （第 1 次配分 50 万円との計 134.2 万円） ■全壊 84.2 万円＜国 56.2 万円、県 28 万円＞ （第 1 次配分 50 万円との計 134.2 万円） ●半壊 42.1 万円＜国 28.1 万円、県 14 万円＞ （第 1 次配分 25 万円との計 67.1 万円）	・第 1 次配分案と同様の考え方であり事務負担等が少ないこと。	・住家被害のうち被災者生活再建支援法などが活用できない半壊世帯に十分な支援ができないこと。

	概要	メリット	デメリット
B方式	<p>国レベルの義援金は配分委員会が示した案（死亡行方不明及び全壊等を1、半壊を0.5の比率で交付）、県分義援金は一律に交付するもの</p> <p>◆死亡行方不明 81.5万円&lt;国56.2万円、県25.3万円&gt; (第1次配分50万円との計131.5万円)</p> <p>■全壊 81.5万円&lt;国56.2万円、県25.3万円&gt; (第1次配分50万円との計131.5万円)</p> <p>●半壊 53.4万円&lt;国28.1万円、県25.3万円&gt; (第1次配分25万円との計78.4万円)</p>	<p>・住家被害のうち被災者生活再建支援法などが活用できない半壊世帯を、県分義援金を活用して支援できること。</p>	<p>・半壊世帯の義援金を増額させることに対する疑問等が出現する可能性もあること。</p>

## (2) 基金造成の財源として活用し、将来被災者へ配分するもの

県が集約した義援金の一部を活用し、高校進学～大学卒業まで1人あたり修学費用として、母子寡婦福祉資金の貸付限度額を参考に622万8千円（高校自宅4.5万円/月×3年、大学自宅外9.2万円/月×4年）とし、これを100人分、6億2,280万円を「いわて希望の学び基金」の造成に充当するもの。

→ 県の施策とも整合し、寄贈者の意向にも沿うものと考えられること。

## 4 各配分方針案の試算

所要額の単価=千円									
◆A方式 国の配分委員会が示した、死亡行方不明及び全壊等を1、半壊を0.5の比率で県分義援金を含め交付するもの									
	国分			県分			合計		
	単価	件数	所要額	単価	件数	所要額	単価	件数	所要額
死亡	562	4,145	2,329,490	280	4,145	1,160,600	842	4,145	3,490,090
行方不明	562	3,783	2,126,046	280	3,783	1,059,240	842	3,783	3,185,286
全壊等	562	18,664	10,489,168	280	18,664	5,225,920	842	18,664	15,715,088
半壊等	281	6,201	1,742,481	140	6,201	868,140	421	6,201	2,610,621
いわて希望の学び基金造成				6,228	100	622,800	6,228	100	622,800
計			16,687,185			8,936,700			25,623,885
		留保分	7,815		留保分	5,480			
◆B方式 国レベルの義援金は配分委員会が示した案(死亡行方不明及び全壊等を1、半壊等を0.5の比率で交付)、県分義援金は一律に交付するもの									
	国分			県分			合計		
	単価	件数	所要額	単価	件数	所要額	単価	件数	所要額
死亡	562	4,145	2,329,490	253	4,145	1,048,685	815	4,145	3,378,175
行方不明	562	3,783	2,126,046	253	3,783	957,099	815	3,783	3,083,145
全壊等	562	18,664	10,489,168	253	18,664	4,721,992	815	18,664	15,211,160
半壊等	281	6,201	1,742,481	253	6,201	1,568,853	534	6,201	3,311,334
いわて希望の学び基金造成				6,228	100	622,800	6,228	100	622,800
計			16,687,185			8,919,429			25,606,614
		留保分	7,815		留保分	22,751			

## 5 今後の作業スケジュール

- 配分委員会の書面表決（6月23～27日）
- 第2次配分交付要領決裁（6月27日）
- 第2次配分金の市町村に対する送金（6月27日）